

Introduction

みなさん、こんにちは、ハピです。みなさんの資産形成を考える上で必要となる金融・経済用語を基礎からご紹介します。妹のハナと一緒にゆっくり勉強していきましょう！



ハピ

世界初の犬のファンド・マネジャー、「ワンド・マネジャー」として働く金融のエキスパート。すべてのお客様にハッピーをお届けするため、世界中を駆け回ります！



ハナ

お金や経済のことはサッパリわからないけど、兄のハピにはめっぽう強気。つみたてNISAが始まったことを知って、「自分もチャレンジしたーい」とやる気MAXです！



債券 Part1



PERにPBR、株式のことはだいぶわかったわ！早速株式に投資する投資信託を買いに行こうと！！



ちょっと待って！その前にまずは株式よりもリスク・リターンが小さい債券についても勉強してみない？



そうだ、私、損はしたくないんだった！
じゃあ、その「サイケン」のこと教えて～！！



詳しく解説する
ワン！

債券って何？

1 債券って何？

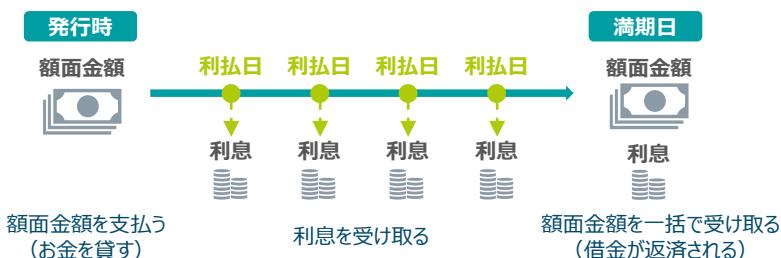
- 国、地方公共団体、企業、または外国の政府や企業等が資金を調達するために、投資家に発行する借用証書のようなものだよ。
- つまり、「債券を買う」ということは、国や企業等に「お金を貸す」ということだよ。

2 債券の特徴

- 安全性：**一般的に、債券は決められた期日（満期日）に決められた額（額面金額）が払い戻されることが約束されているよ。
- 収益性：**一般的に、満期日まで定期的に決められた額の利息を受け取ることが約束されているよ。
- 流動性：**一般的に、債券は満期日までの間、途中でいつでも売却し換金することができるよ。

※債券価格は日々変動するため、途中で換金した場合、額面金額は保証されません。購入時の価格を上回る場合も下回る場合もあります。債券価格の変動に関しては、Part 2以降で詳しく説明いたします。

<債券投資のイメージ（発行から満期までの流れ）>



資金調達するために発行するという点では株式と目的は同じだけど、あらかじめ利息や満期日等が決められて発行される点、また証券を発行する主体（発行体）が企業だけない点が株式との大きな違いだワン！



ご留意事項

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価値が変動します。したがってお客様のご投資された金額を下回ることもあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

●投資信託に係る費用について

【お申込みいただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。】

- 購入時に直接ご負担いただく費用…購入時手数料 上限3.78%（税抜3.50%）
- 換金時に直接ご負担いただく費用…信託財産留保額 上限1.0%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用…運用管理費用（信託報酬） 上限2.0304%程度（税込）
- その他費用…上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。

投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等をご確認下さい。

«ご注意»

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ドイチエ・アセッタ・マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託の運用による損益は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本及び利息の保証はありません。投資信託は、預金または保険契約ではないため、預金保険及び保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご購入に際しては、事前に最新の投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面の内容をご確認の上、ご自身で判断して下さい。

なお、当社では投資信託の直接の販売は行っておりませんので、実際のお申込みにあたっては、各投資信託取扱いの販売会社にお問合せ下さい。

ドイチエ・アセッタ・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第359号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、

一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会